



横浜事務所 〒221-0056  
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
 東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室  
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## クロスボーダー取引にかかる消費税・続報

現行法において消費税が課税されない日本国外から配信される電子書籍・音楽・広告等に、ついにお上の手が入りそうな旨以前記事に書きましたが、その動きが本格化してまいりました。

これらデジタルコンテンツの提供は、「役務の提供」なのか「資産の譲渡・貸付」なのか不明確とされていたのですが、今後は「役務の提供」として消費税法が適用される予定です。

この「役務の提供」の内外判定は現行法において「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」によるため、海外の業者から音楽をダウンロードした場合国外取引となり、消費税はかからないこととなります。これが今後「役務の提供を受ける者の住所・事務所等の所在地」へ改正される見通しです。

(仕向地主義への変更) 結果、日本国内に住所を有する私達が購入するデジタルコンテンツは、その配信元が国内であろうと海外であろうと消費税が課税されることとなります。

こうなるとほとんどのクロスボーダー役務提供が課税?との危惧がありますが、実質的な役務提供が国外で完結しており、成果物等がオンラインを通じてクロスボーダーで国内事業者提供される取引は、現行どおり国外取引として不課税になるようです。

その他の動向としては、国内外にわたって行われる役務提供について「事業者向け取引」と「消費者向け取引」に区分し、消費者向け取引は売主の国外事業者が納税義務者となり、事業者向け取引は役務の提供を受けた日本の事業者が納税義務者となりその取引にかかる消費税の申告・納税をする「リバースチャージ方式」も検討されています。役務の提供を受けた側が納税しなければならないのか…事務負担の増加は必至で、改正時期は我々も顧客の皆様も混乱をきわめそうです(涙)

## 富裕者層への包囲網

皆様ご存知のように平成 25 年末時点において国外に 5000 万円超の財産を持たれている方は税務署へ報告義務が設けられました。また平成 27 年 3 月 16 日の提出期限までに、故意に不提出の者には 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科されます。

弊社においても本年の確定申告時に「国外財産調書」及び修正申告のご依頼が多数ありました。

国税庁は去る 7 月 31 日にこの「国外財産調書」の提出状況について、初年度の提出者が全国で 5539 人、総額約 2 兆 5142 億円だったと公表し、「すべての対象者が正確な記載をしたとは考えておらず、海外税務当局などの情報と突き合わせ適正な課税に努めたい」としています。

提出者のうち東京、大阪、名古屋各国税局の管轄内で全体の 9 割を占めるとのことです。

この提出者の大半の方が過去において国外の財産からの所得を日本において申告していなかったのではと想像しております。今回提出されず様子を見ている方も相当数いらっしゃるようです。

これを見越してなのかどうかはわかりませんが、東京、大阪、名古屋の各国税局において「超富裕層プロジェクトチーム(正式名称ではありません)」が発足されました。

一般的に純金融資産が 5 億円以上ある世帯を「超富裕者層」と定義されているようです。

国税庁においては具体的な「超富裕層」の定義を明らかにしていませんので、はっきりは分かりませんが数十億円規模の資産を持つ人が対象になるのではと予想されています。

このチームは「超富裕層」の投資活動の情報などを専門的に集め、脱税や税逃れを監視することを目的としています。富裕者であれば国外に財産を持たれていることも多いため、お金の流れなどを複数年情報収集したり、税務署内で個人課税課・資産課税課などの各部署と横断的な情報の突合を行うことにより税務調査に生かすようです。こういった状況は国内だけでなく世界においても OECD の情報交換スキームの整備も同様です。いずれの国でも監視強化が迫ってきています。